

平成27年度 久留米市社会福祉協議会 事業報告

市社会福祉協議会では、地域で安心して暮らせるための切れ目のない支援や支え合いの仕組みづくりを進め、『「こころ」あふれる支え合いのまち くるめ』の実現を図るため、平成27年度は、次の7項目を重点取組として積極的に推進してまいりました。

1. 地域福祉活動、ネットワーク活動の推進

- ・地域活動コーディネーター[※]5名で、地域福祉活動の推進に取り組みました。活動の中心となる人材の育成と、校区社協・ふれあいの会等の諸会議に出席し、地域課題の共有と解決にむけての支援を行いました。
- ・市内の全てのサロンを対象に実態調査を実施し、ブロック別のワークショップを開催するなど、現在のサロンの実情把握に努めました。

※【地域活動コーディネーター】校区社会福祉協議会、校区の「ふれあいの会」等が取り組む地域での福祉活動を支援するために、平成20年度より市社会福祉協議会が独自に配置した職員。



竹野校区ふれあい食事会での1コマ

2. 生活支援・相談機能の充実

- ・ふれあい福祉相談所等に寄せられる様々な福祉課題を関係機関が共有し、協議する場であるふれあい福祉センター運営委員会の更なる連携強化を図りました。また、相談機能の充実と切れ目のない支援体制づくりに努めるとともに、ふれあい福祉相談員が適切に問題解決ができる手引書として「相談対応事例集」を作成しました。

3. 成年後見事業の推進



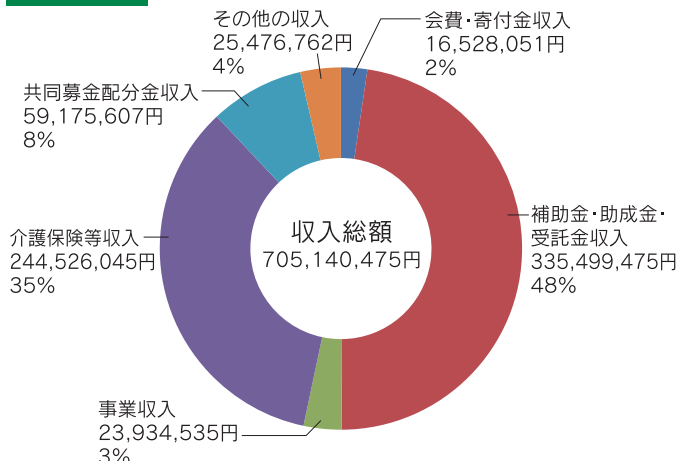
成年後見制度講演会

- ・久留米市より市成年後見センター運營業務を引き続き受託し、認知症や知的・精神障害などで判断能力が十分でなくなった人が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の普及・啓発や成年後見制度の利用促進に努めました。
- ・市社会福祉協議会が家庭裁判所より「成年後見人等」として選任され、本人にかわって財産管理や身上監護の業務を行いました。

※【成年後見制度】認知症や知的・精神障害などで判断能力が十分でなくなった人が、財産管理や、医療・福祉等のサービスについての契約を行うことを支援してもらう制度。本人の判断能力の程度に応じて「後見・保佐・補助」の3つに分けられる。(関連記事8ページ)

平成27年度 決算報告

収入の部



支出の部

